

監査公表第1号（令和5年4月7日、県公報第387号登載）
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和4年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和4年11月14日4監総第424号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

| | |
|---------|------|
| 福岡県監査委員 | 塩川正一 |
| 同 | 世利洋介 |
| 同 | 森行一 |
| 同 | 大島道人 |

4農政第2525号
令和5年3月15日

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大島道人殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年11月14日4監総第424号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|------------------|--|--|
| 農林業総合試験場 | 試験研究費受託金について、契約締結後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。 | 所属として、再発を防止するため、以下を徹底することとした。 ○ 担当者は、契約締結の事前決裁時に、内部統制のリスク対応シートを添付し、それを確認する。 ○ 上司は、調定が遅延しないよう、進捗管理表に基づき管理する。 |
| 農林業総合試験場 八女分場 | 試験研究費受託金について、契約締結後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。 | 所属として、再発を防止するため、以下を徹底することとした。 ○ 会計事務を担当する職員及び研究を担当する職員は、契約締結の事前決裁時に、内部統制のリスク対応シートを添付し、それを確認する。 ○ 分場長などの上司は、調定が遅延しないよう、進捗管理表に基づき管理する。 |

注意事項

| 対象機関の 属する部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|-----------------|---|---|
| 農林水産部 | 水路の護岸工事について、建設機械（質量 20t 以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。 | 所内で直ちに今回の監査結果を職員に示し、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 担当者及び上司は、起工伺の際に、チェックリストと機械器具集計一覧表を添付し、建設機械に必要な運搬費の計上がなされていることを確認することとした。 |